

「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」の公募に係る Q&A

質問 1

事業計画書の申請者欄の「機関名」には、「県または市名」を記載すれば良いのでしょうか？それとも教育委員会が申請する場合は、執行機関である「〇〇県または市教育委員会」と記載すれば良いのでしょうか？今後の交付申請書の提出にも関係するので教えてください。

回答 1

事業計画書の申請者欄「機関名」は、「県または市名」もしくは「教育委員会名」どちらでも構いません。

よくある記載例としては、

- ・事業計画書の申請者欄は「〇〇教育委員会」で提出し、交付申請書（採択後に記載する書類）の申請者欄は「〇〇知事・市長」
- ・事業計画書の申請者欄は「〇〇県市」で提出し、交付申請書の申請者欄は「〇〇知事・市長」
- ・事業計画書の申請者欄は「〇〇教育委員会」で提出し、交付申請書の申請者欄は「〇〇教育委員会教育長」で提出する例がございます。

質問 2

事業計画書に押印は必要でしょうか。

回答 2

押印は不要です。

質問 3

事業計画書の提出を予定しているのですが、事業計画書の提出＝交付金の交付申請という位置付けになるのでしょうか。それとも採択後に別途、交付申請手続きが生じるのでしょうか。

回答 3

公募要領 p. 5 11. 交付決定に記載のとおり、採択された事業計画書の提出期間が文部科学省に対して交付対象事業者としての交付金の申請を行うことができる、とあるとおり、採択された後に交付申請手続きが発生します。手続きについては、採択・内定通知を発出したのちに、ご案内します。

（補助事業について）

質問 4

事業計画書の p. 6 の「（3） 年（ 年目）の具体的な事業計画」について、同欄の「記載にあたっての留意事項」中に「（3）～（5）の記載に当たっては・・・」とありますが、現在の様式では（3）しかありません。（4）（5）があるのでしょうか。

回答 4

大変申し訳ございませんが、（4）（5）は誤記です。当該年度の取り組みを記載いただく欄になります。

質問 5

事業計画書の p.7 補足情報の「(1) 組織体制について」。②教育・保育内容の事務を一元化・幼児教育センターの設置している b. (初年度申請のみ) とはどのような方が該当しますか。

回答 5

これまでに国の補助事業「幼児教育推進体制の充実・活用強化事業」を申請したことがなく、今回初めて申請する団体を指します。

質問 6

事業計画書の p.7 補足情報の「(2) 施設種を超えた連携体制の確保について」の①について。現時点で、センター職員等が確定していない場合は、加点の対象にはなりません。

回答 6

現時点でそのことを証明できる書類がある場合のみ加点の対象となります。

質問 7

事業計画書の p.7 補足情報の「(2) 施設種を超えた連携体制の確保について」の②について。この中の「(※) 加算取得要件」に赤字で「幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力」と記載されていますが、この「外部有識者」に「幼児教育アドバイザー等幼児教育センター職員」は当てはまりますか。当てはまらない場合、どのような方がこれに該当しますか。

回答 7

「外部有識者」に「幼児教育アドバイザー等幼児教育センター職員」は原則として当てはまると考えており、本事業実施自治体においても事例が見られますが、実際に運用されている都道府県（及び必要に応じて市町村）の子ども・子育て支援新制度担当部局とも認識を共有しておかれると良いかと思います。

質問 8

事業計画書の p.7 補足情報の「(3) 域内の課題に応じた幼児教育以外の専門職・専門機関との連携」の設問で、赤字の説明では複数選択可能とありますが①以外の記載が見当たりません。他にも②や③の項目があるのでしょうか。

回答 8

大変申し訳ございませんが、p.7 補足情報の「複数選択可能」については、誤記です。複数項目はなく①のみとなります。そのため、該当がある場合は、計画している選択肢「①」を記載することとなります。

質問 9

事業計画書の p.7 補足情報の「(4) 幼保小接続の推進について」 a. b. c. はそれぞれ実績についてなののでしょうか。それとも計画についても含みますか。

回答 9

主に実績を念頭に置いていますが、計画であっても、そのことについて証明できるのであれば、計画でも構いません。

例えば、「a. 域内すべての幼保小が原則参加する会議等」というのは、実績として、全ての幼保小が参加した会議等、もしくは計画として全ての幼保小が参加する会議等がある場合を示しています。

質問 10

質問9に関連して、計画及び実績を証明するにあたっては事業計画書に記載することで足りるのでしょうか。

回答 10

p.7-8 補足情報の(3)～(5)の項目については、計画又は実績を証明するにあたり、事業計画書に記載箇所を明記する(下線を引く)とともに、該当箇所のページ数を記載していただければ問題ありません。